

平成28年度第2回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 平成29年3月13日（月）  
午後1時35分～午後3時13分  
場所 三種町農政庁舎 会議室

出席者

|     |             |    |    |
|-----|-------------|----|----|
| 審査会 | 会長          | 大庭 | 秀俊 |
|     | 委員（会長職務代理者） | 小玉 | 陽三 |
|     | 委員          | 板倉 | 雅美 |
|     | 委員          | 櫻田 | 悦郎 |
|     | 委員          | 成田 | 隆道 |
|     | 委員          | 渡部 | 整悦 |
| 事務局 | 総務課長        | 木村 | 信悦 |
|     | 総務課長補佐      | 石井 | 靖紀 |
|     | 総務課行政係長     | 清水 | 真  |
|     | 総務課行革推進係主査  | 門間 | 淳子 |

会議の記録

午後1時35分 開会

木村課長 今日、大変お忙しい中お集まり下さいましてありがとうございました。第1回目の審査会を12月7日に開催しましてから、3カ月ぶりの審査会となっていました。当初の計画では、毎月1回ほどのペースで開催できればと思っていましたが、その後、新規の情報公開請求が12件ございまして、また、議会あるいは選挙の対応などもございまして、こういう日程になってしまいました。どうぞこの点御了承いただきたいと思います。それでは、第2回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

始めに、大庭会長より御挨拶をいただきまして、その後引き続き会議の進行方よろしく願いいたします。

大庭会長 皆さん、今日はお忙しい中ありがとうございます。それでは今日から実際の諮問を受けたケースについて、答申を出すまでの調査なりといったようなことで、よろしく願いいたします。

私もこういうのは初めてなので、不慣れなところもあると思いますし、基本的には裁判手続のような形で進めていくのですが、私だけが知っているようなことばかりで、疑問に思うようなことは聞いていただければと思います。よろしく願いします。

それではまず、次第の3の審理手続について、事務局の方から説明をお願い

します。

清水係長 はい。議案集の3頁と4頁をお開き願います。

公文書公開決定等に対する不服の申立てがあった場合の審理手続きにつきましては、第1回の会議でも一通り御説明しておりますが、だいぶ日にちも経ちましたし、また、今回から実際に審理を行っていただくということもございますので、改めて概略の説明をさせていただきます。

説明は4頁の図の方で行います。

この図は、前回の説明でも使用しておりますが、赤色の部分が今回修正となっております。

まず、最初の審査請求の段階から、町の実施機関が行った公文書公開決定等に不服がある場合、行政不服審査法に基づきまして、審査請求を申し立てることができます。

その場合、①でございますが、不服を申し立てる方が、町長あるいは教育委員会といった町の実施機関に対し「審査請求書」という書面を提出して申立てを行います。

この審査請求書を受理しますと、当該処分を行った実施機関では、処分を行った理由等を「弁明書」にまとめ、②審査請求人に送付するとともに、相当の期間を定めて「反論書」の提出を求めます。

また、実施機関は、弁明書の写しを添えて審査会に「諮問」を行い、諮問した旨を③審査請求人に通知することになります。

次に、④、⑤でございます。審査請求人は、実施機関の弁明書に反論を行う場合は、反論書を作成し、実施機関に送付します。送付があった場合、実施機関は、総務課経由でその写しを審査会に提出します。

この段階で、審査請求人、実施機関双方の主張書面が揃いますので、審査会の調査審議手続に進んでいくことになります。

次に、「A諮問の受理」から下の方に向かっては、審査会の調査審議手続となります。

審査会では、実施機関が行った決定内容が妥当であるかどうかを書面審理を中心に調査審議していただくこととなりますが、審査請求人あるいは実施機関の方で、書面では主張しきれない部分があるといったような場合は、審査会に口頭意見陳述の申立てができるという風に、条例上なっております。BとCの部分でございます。なお、口頭意見陳述の機会を与えるかどうかは、審査会が判断することになります。

また、Dのところでございますが、調査審議の過程におきまして、審査会には、関係者に資料の提出を求めたり、口頭での説明を求めるなど、必要な調査を行う権限が条例上認められております。資料の提出を求められた場合、実施機関はこれを拒むことはできないという風になっておりまして、対象となる公文書を直接見分していただくなどして、これをインカメラ審理と言いますが、公開決定等の可否を判断していただきます。

次に、Eの答申でございます。只今御説明しました一連の調査審議手続を経

まして、実施機関の決定の可否を「答申」という形で取りまとめしていただきます。答申書の一般的な形式といたしましては、始めに審査会の結論がございまして、審査請求に至る経過、審査請求人の主張、実施機関の主張、最後に審査会の判断、そういった構成で作成することになります。

答申書の原案は、審査会での調査審議の内容に沿って事務局で作成しまして、委員の皆様の合議により御決定いただくという風に考えております。

次に、F確定した答申書は、諮問をした実施機関に原本を送付しまして、審査請求人に写しを送付することになります。

そして、最後の部分でございしますが、答申を受けた実施機関は、審査請求に対する最終的な応答としまして「裁決書」を作成し、審査請求人に送付します。これによって、審理手続は終結し、この裁決に不服を申し立てることはできないことになっております。裁決に不服がある場合は、裁決書を受けた日から6カ月以内に訴訟を提起することになります。

以上で、審理手続についての説明を終わりますが、②の弁明書の取扱いにつきまして、当初、実施機関で作成した弁明書は原本を審査会に、写しを審査請求人に送付するとしておりましたが、行政不服審査法の規定を精査しましたところ、原本は審査請求人に送付すべきとの結論になりましたので、3頁の2にございますように、事務処理要領を1月30日付けで改正しております。

以上で、次第の2の説明を終わります。

大庭会長      何か不明な点とか御質問が、この時点でありませんか。  
渡部委員      よろしいでしょうか。

大庭会長      どうぞ。

渡部委員      資料を見ると、②で弁明書を作って、審査請求人に送付して、諮問すると書かれていますが、弁明書はずっと前に出ていますので、その辺の関係というか、繋がりというのは、どう解釈すれば良いのでしょうか。

清水係長      はい。町の条例上、この審査会に諮問を行う場合、弁明書の写しを添えて行うという風になっておりまして、資料1の審査諮問書にありますように、弁明書の写しを添えてあらかじめ諮問を行っておりますが、同時に、行政不服審査法の規定に従いまして審査請求人宛て弁明書をお送りしたものでございます。

渡部委員      順序で行くと、弁明書を先に出していますが、この弁明書というのは、反論書が出てきた後に作るものではないのですか。

大庭会長      会長として説明させていただきたいと思いますが、審査請求が出たということは、当初実施機関がした不開示の処分に不服だということを審査請求人が言っているわけです。何故非公開にしたかということは、紙一枚でしか行かないわけです。審査請求があったということで、実施機関の方で、もう少し詳しい説明を1月31日付けで弁明書として送ったわけです。審査請求人がこれを見て、審査請求を取り下げることもあるんですね。

諮問を受ける我々審査会としては、弁明書を送っても納得できませんということで、審査請求人から反論が来て、改めて審査請求人の方から取り下げることもしない、あるいは、実施機関が一度した不開示決定を取り下げて開示決定

をする、そういうこともしない。そこで、改めて裁決をするに当たって、第三者機関である審査会に意見を聴いて、それを参考にして裁決をします。そういう段で、この網掛けになっている部分の手續が進められます。我々としては、実施機関側から諮問があった段階から事件がスタートするということになります。ですから、それまでは審査請求人と実施機関がやりとりをしているということについては、弁明書がいつ出たかということは審査会に来ますが、実際にこれをA、B、C、D、Eの手續の流れに乗せるかどうかといことは、本格的な議論としては、反論書が出てきて、ちゃんと答申やって下さいよと、そうなるからということになると思います。ですから、この手續が始まるトリガーとしては、実施機関側から諮問があったことをスタートとする。そういう説明でよろしいでしょうか。

渡部委員      はい。

大庭会長      発言する際は、名前とか呼ばなくても大丈夫ですか。

事務局          はい。

大庭会長      裁判とかで尋問する時に録音したりするんですが、必ず名前を言ったりとか、誰がしゃべっているのか、必ず明らかにして下さいとなっているのですが、そういうことは大丈夫でしょうか。

清水係長      はい、大丈夫です。

小玉委員      ちょっと、よろしいでしょうか。

大庭会長      はい、小玉委員。

小玉委員      今回、いわゆる不開示に係わる審査だけにしたのは、前に全面開示あるいは部分開示しているものは、既に相手方に了承されたということなんでしょうか。それとも、不開示だけがこの審査会の審議が必要だということで、反論がきているということでよろしいでしょうか。この後、綿々と他のものも出てきてということではないですか。

清水係長      後ほど事務局より説明する予定であります。8月2日付けで町長が行った決定につきましては、内容的には4項目ございます。この決定に関しては、4項目のうち不存在により非公開とした1項目、1件のみに対しての審査請求となっておりますが、その他にも数件申立てがありますので、今後順次諮問していくことになっております。

小玉委員      それを聞いたかったのですが、何故これを最初に出してきたのですか。審査請求人から色々な疑問点が出てきていますよね。それに対して、審査請求人が的確と感じているような状況が見えないわけですね。何故、不開示とされたこの1件だけが諮問されたのか疑問に思ったんです。

大庭会長      分かりますが、この審査会でやる仕事というのは、三種町が不開示決定をすることによって。

小玉委員      分かりますが、議論に入る前の段階として、それを聞いてもよろしいでしょうか。

大庭会長      はい、それは構わないです。

清水係長      追々状況は御理解いただけたらと思っておりますが、今回諮問した案件という

のは、数ある申立ての中で、最初に準備が出来たのがこれだったということです。

大庭会長 我々は基本的に受け身の立場で、諮問があったものについて順次裁いていくということで、事案の軽重によっては結論を出すのに前後左右するかもしれませんが。とりあえず、今回この1件があったということです。

小玉委員 わかりました。

=====  
審議案件

諮問第1号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第3条)
  - ・町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第6条第4号)
- =====

大庭会長 では、今日はこれで終わります。お疲れさまでした。

午後3時13分 閉会

議事録確定 平成29年9月29日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長